

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 中小企業エキスパート派遣事業の手引き

本事業は、中小企業者等が抱える技術や経営の課題（加工技術や生産効率などの向上、新製品・新技術の開発、ISO等の規格取得、財務管理、労務管理、マーケティングなど）の解決のため、企業からの依頼に基づき、課題解決に最適な専門家であるエキスパート（以下「専門家」という。）を企業に派遣し、本県の中小企業者等の順調な発展・成長を促進させることを目的としています。

派遣の対象

茨城県内に事業所を有する中小企業者（※）、創業を予定する方

※中小企業者とは（ただし、みなし大企業は対象外）

①資本金又は従業員が次の業種ごとに定める額又は人数以下の会社又は個人

ア 製造業その他（次のイ～キに掲げる業種を除く）：3億円 300人

イ 卸売業：1億円 100人

ウ 小売業：5千万円 50人

エ サービス業：5千万円 100人

オ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）：3億円 900人

カ ソフトウェア業又は情報処理サービス業：3億円 300人

キ 旅館業：5千万円 200人

②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体。第3条の法律による中小企業団体は、次に掲げるもの

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

③特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が①のいずれかに該当する者であるもの

※社会福祉法人、財団法人、社団法人、医療法人（医師・歯科医師等）、学校法人、宗教法人、任意団体、有限責任事業組合（LLP）、第三セクター、NPO法人等は対象外となります。

派遣の対象となる課題

中小企業者等の自助努力のみでは解決が困難な高度・専門的な課題です。

なお、専門家による支援は、あくまでも支援に留まるものであり、専門家から受けた助言の実行を含めた最終的な判断は、中小企業者等が自らの責任により行ってください。

専門家

当機構に登録している、中小企業者等が抱える技術や経営の課題に対応できる必要な専門的、実践的な知識、技術、技能等を有する専門家

登録専門家は当機構HP「専門家データベース」から検索できます。

https://www.iis-net.or.jp/page?kind=senmonka_link



専門家の責務

次の事項を遵守していただきます。

- ①本事業の実施に当たり、誠意をもって中小企業者等の相談に応じること。
- ②派遣を引き受けることにより、知り得た企業の秘密を遵守するとともに、これを自己の利益のために利用しないこと。

派遣の対象外となる支援内容及び専門家

次に該当する場合は、対象外となります。

○派遣の対象外

- ①支援する内容が、単に専門家によるホームページ作成や資料等の作成代行など業務を代行に行うこと（業務代行）と認められる場合
- ②既に同一内容で本事業を利用していると認められる場合
- ③その他、機構理事長が支援の対象として相応しくないと認める場合

○派遣の対象外となる専門家

- ①派遣を希望する中小企業者等の役員又は社員の身分を有する者
- ②派遣を希望する中小企業者等における役員等の4親等以内の親族である者
- ③派遣を希望する中小企業者等の子会社又は親会社（子会社及び親会社の意義は、会社法第2条第1項第3号及び第4号に定めるところとする）にあたる企業に在籍する又はその企業を所有する者
- ④派遣を希望する中小企業者等との間で、継続して支援に関する契約（顧問契約等）を締結している者

事業の流れ

| No | 内 容 | 企業 | 専門家 |
|----|-----------------------------------|----|-----|
| 1 | 事前相談、お問合せ | ○ | |
| 2 | 「派遣申請書（様式第1）」を機構に提出 | ○ | |
| 3 | 機構が調査を行い、専門家を選定 | ○ | |
| 4 | 選定した専門家とマッチング | ○ | ○ |
| 5 | 派遣決定の通知 | ○ | ○ |
| 6 | 負担金納付 | ○ | |
| 7 | 「承諾書（様式第5）」を機構に提出 | | ○ |
| 8 | 「実施計画書（様式第8）」を派遣開始する前に機構に提出 | ○ | ○ |
| 9 | 派遣の開始 | ○ | ○ |
| 10 | 各回の派遣実施後、「助言内容報告書（様式第9）」を企業、機構に提出 | | ○ |
| 11 | 派遣完了後、「助言完了報告書（様式第10）」を機構に提出 | | ○ |
| 12 | 派遣完了後、「終了報告書（様式第11）」を機構に提出 | ○ | |
| 13 | 謝金及び旅費のお支払い | | ○ |

派遣の回数

1企業当たり年間最大10日まで

派遣の実施場所

原則、派遣企業で実施していただきます。要望に応じて、専門家自宅、機構で実施することも可能ですので、ご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からやむを得ない事情と認められる場合に限り、Web 支援の利用が可能です。利用の際は事前の相談が必要です。

なお、機構職員等が実施状況を把握するため、必要に応じて同席します。

派遣の費用

専門家の謝金は、27,500 円/日、3 時間に満たない場合は 13,750 円/日となります。

旅費は、機構の規程に基づきます。

企業負担は、謝金及び旅費の 1/3 相当程度になります（1 回あたり 10,000 円程度）。

参考：旅費の計算方法

①自家用車

自宅から派遣企業までの区間を、最も経済的かつ合理的な通常の経路により計算します。

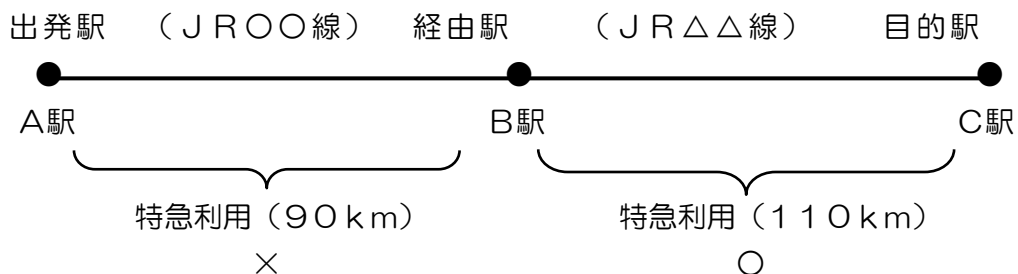
②公共交通機関

原則として自宅から派遣企業までの区間を、最も経済的かつ合理的な通常の経路により訪問した場合の路程で計算します。

※1 タクシーは、原則として公共交通機関とは扱いません。

※2 特急料金については1つの路線ごとに算定し、100km を超えない特急料金は対象となりません（急行料金につきましては、個別に事務局にお問い合わせください。）。

《 例：A 駅からB 駅経由でC 駅までの経路の場合 》



例において、合計の移動距離は 200 km ですが、A～B 駅間の路線の距離は 100 km 以下であることから、特急料金は支払われず、100 km 超である B～C 駅間のみ特急料金が支払いとなります。

成果の帰属

本事業によって得られたすべての成果は、原則として企業に帰属するものとします。

お問合せ先

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 産業振興課
〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 9 階
TEL:029-224-5317 FAX:029-227-2586 E-mail:sien@iis-net.or.jp